

第46回



婦人週間

性にとらわれず

いきいきと暮らせる時代を築こう

主唱 労働省

個性で輝く
メロデー
男女で創る
ハーモニー

性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう
第46回婦人週間 1994年4月10日～16日

和歌山フィルハーモニー
ホール
指揮者 佐々木 哲子
婦人局長 佐々木 哲子

労働省婦人局

個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー

——第46回婦人週間（平成6年4月10日～16日）——

主唱 労働省

我が国の女性が初めて参政権を行使したのは、昭和21年4月10日の衆議院議員総選挙でした。労働省では、この日を記念して昭和24年以来、4月10日に始まる1週間を婦人週間と定め、女性の地位向上のための広報、啓発活動を全国的に実施しています。

「国連婦人の十年」（1976年～1985年）以降、女性の地位向上のための法律や制度などの整備が行われ、制度上の平等はかなり達成されました。しかし、職場や家庭、地域には、「男だから……」、「女だから……」というように、性にとらわれた場面がまだまだ多く、真の男女平等を達成するためには、男女各人及び社会一般が意識的に努力をしていく必要があります。

そこで第46回婦人週間は、「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」をテーマに、「個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー」をキャッチフレーズとして諸活動を展開します。

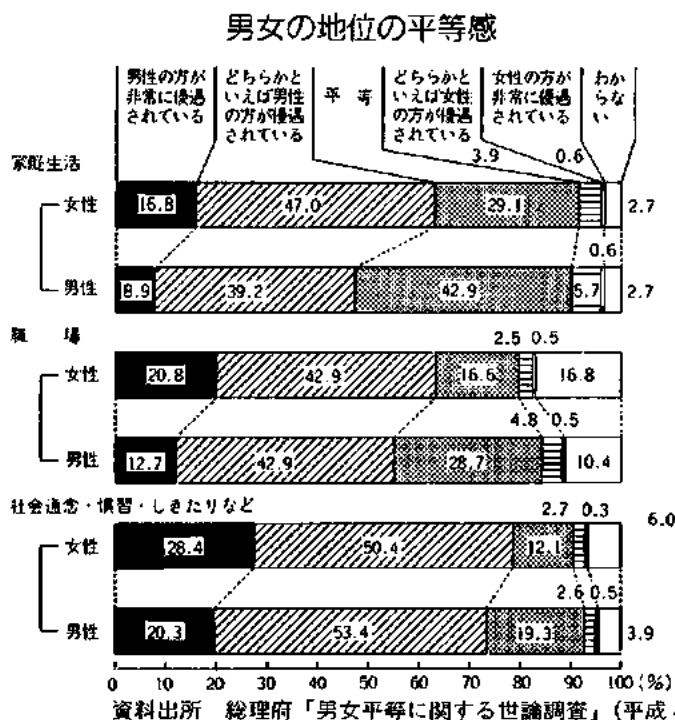
男性、女性という性別の枠にとらわれなくて、各人がその個性を発揮しながらいきいきと暮らすことのできる社会の実現のためには、女性だけでなく、男性もともに努力することが不可欠です。

今年は、1995年北京で開催される第4回世界婦人会議の開催に先立ち、アジア・太平洋地域で準備会合が開催されることもあり、国際的にも女性の地位向上に向けての気運が高まっています。

21世紀に向けて男女双方が協調して新しい社会を築いていきましょう。

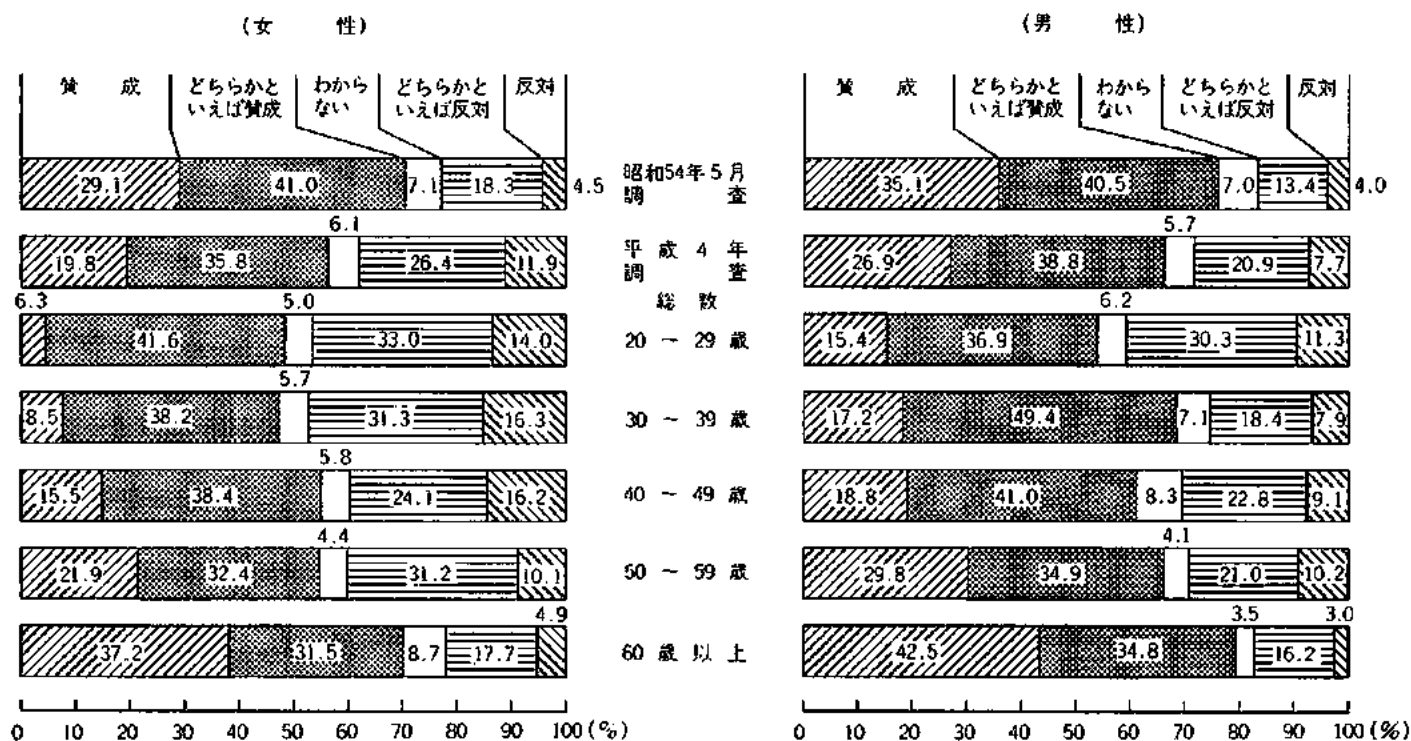
1. 男女平等に関する意識

いろいろな場面で、男女の地位が平等になっていると思っている人が増えてきていますが、「男性の方が優遇されている」と感じている人がまだ多いようです。



「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について同感しない人が増えていますが、特に若い世代で多くなっています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について



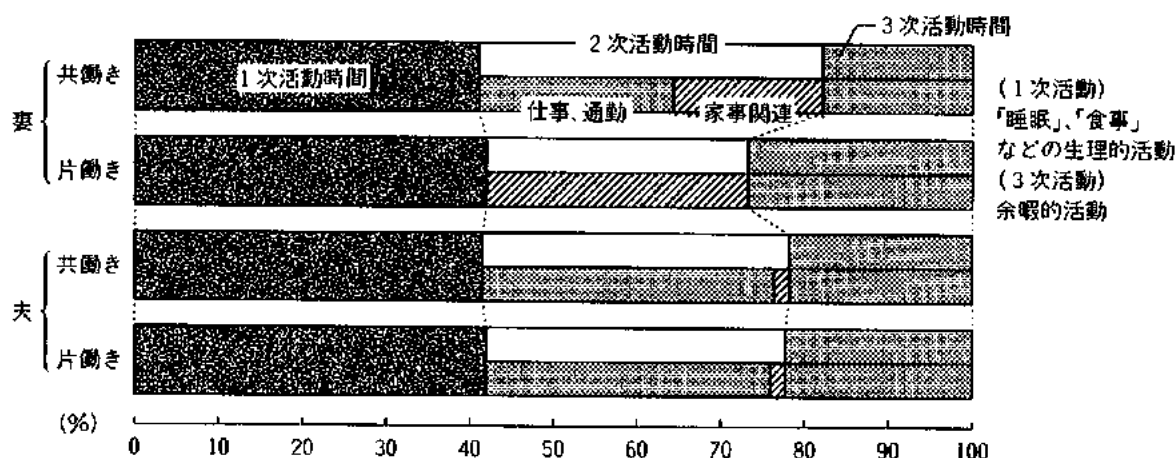
2. 男女の家庭生活

今年は、国連で定められた国際家族年です。

家族構成員の役割や分担について、改めて考えてみるよい機会です。

例えば、共働き世帯と片働き世帯（夫のみ有業）の夫と妻について、1日の家事関連時間を比較すると、共働きの妻（4時間17分）といわゆる専業主婦（7時間19分）では大きな差があるのに対し、夫の場合は、共働きの夫が24分、片働きの夫が19分と、両者の間にあまり差がなく、女性のほうの負担が重くなっています。

共働き世帯と片働き世帯の生活時間比較（夫、妻）



資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成3年）

注）1 週全体を平均した1日の生活時間

2 家事関連時間は「家事」、「育児」、「介護・看護」及び「買い物」の合計。

男性の家事関連時間は女性に比べると依然として短いものの、増加傾向にあり、日曜日での増加が著しくなっています。

平日及び日曜日の男女別生活時間の配分

上段は平日、() 内は日曜日 (時間、分)

行動の種類	男			女		
	昭和56年	昭和61年	平成3年	昭和56年	昭和61年	平成3年
1次活動	10.35 (11.28)	10.11 (11.12)	10.08 (11.14)	10.38 (11.18)	10.22 (11.11)	10.21 (11.13)
睡眠	8.00 (8.42)	7.48 (8.37)	7.41 (8.35)	7.44 (8.15)	7.33 (8.13)	7.27 (8.10)
2次活動	8.32 (4.03)	8.36 (3.36)	8.35 (3.25)	8.24 (6.08)	8.20 (5.51)	8.18 (5.34)
仕事	6.45 (3.00)	6.45 (2.29)	6.40 (2.12)	3.29 (1.48)	3.22 (1.25)	3.25 (1.17)
家事関連活動	0.10 (0.33)	0.13 (0.40)	0.17 (0.50)	3.58 (4.01)	3.56 (4.09)	3.49 (4.02)
3次活動	4.53 (8.29)	5.13 (9.12)	5.18 (9.21)	4.58 (6.34)	5.18 (6.58)	5.21 (7.13)
積極的余暇活動	0.49 (2.20)	0.49 (2.10)	0.55 (2.16)	0.42 (1.23)	0.43 (1.12)	0.48 (1.21)
在宅型余暇活動	3.21 (4.27)	3.25 (5.02)	3.27 (5.11)	3.30 (3.44)	3.31 (4.00)	3.33 (4.09)

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」

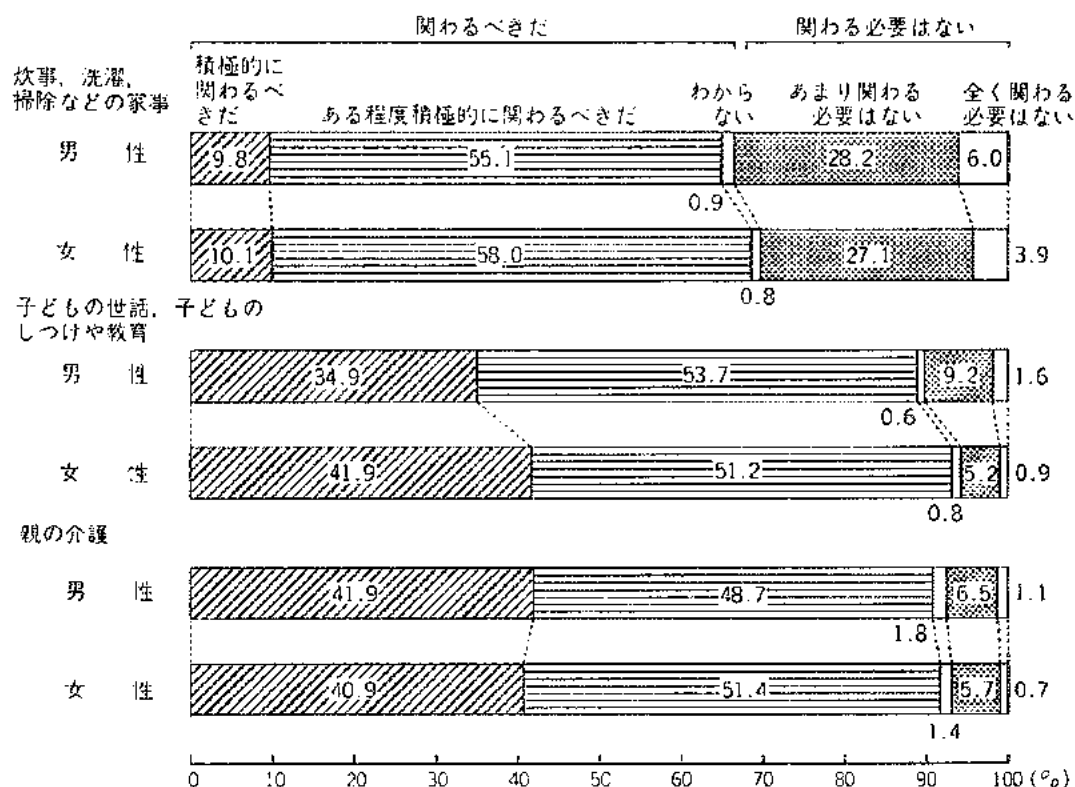
注）1 「家事関連活動」は、「家事」、「育児」、「介護・看護」及び「買い物」の合計。

2 「積極的余暇活動」は、「学習・研究」、「趣味・娯楽」、「スポーツ」及び「社会的活動」の合計。

3 「在宅型余暇活動」は、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」及び「休養・くつろぎ」の合計。

男性の家庭への関わり方について、「男性も関わるべきだ」と考える人が「関わる必要はない」と考える人を男女とも大きく上回っています。

男性の家庭への関わり方



資料出所 総理府「男性のライフスタイルに関する世論調査」(平成5年)

ひとこと
インタビュー



最高裁判所判事 高橋 久子

1975年、国際婦人年に、私は労働省の婦人労働課長に就任しました。ちょうどメキシコで第1回世界婦人会議が開かれている最中でした。

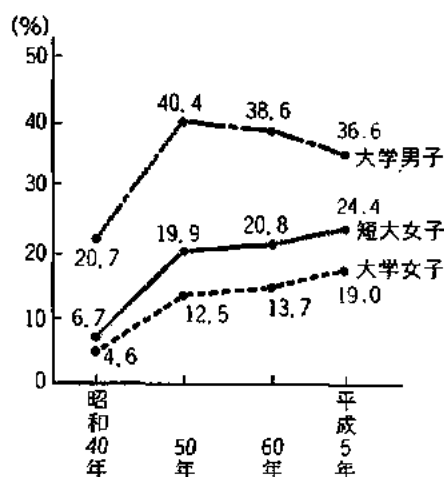
あれから20年、女性の地位は大きく変わりました。しかし、まだまだという面も多く残っています。バブルがはじけて、女子学生の就職がきびしいという事態も起きています。究極的には人びとの意識の変化が求められる男女平等は、容易に達成できるものとは思いません。

しかし、社会は確実に変わってきています。来年は、北京で第4回世界婦人会議も開かれます。みんなで力を合わせてこの変革をもっともっとおしすすめ、「性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう」ではありませんか。

3. 就学・就職の状況

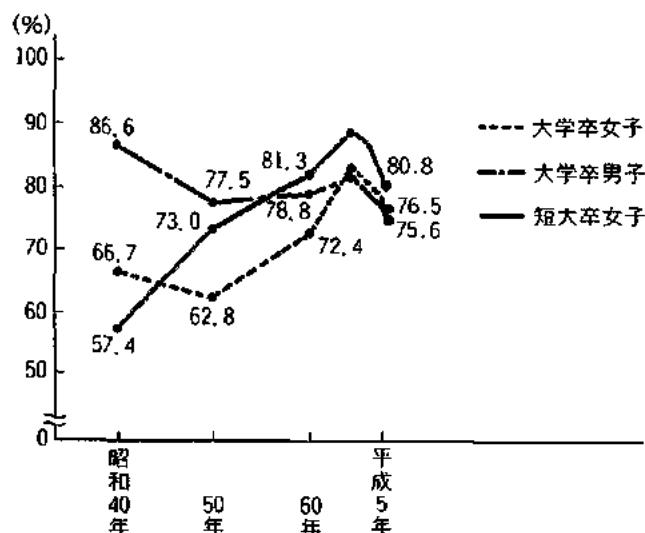
女子の短大・大学への進学率は年々伸びてきています。しかしながら、平成5年は、企業の採用抑制の結果、短大卒女子、大学卒女子の就職率は、男子以上に低下しました。

短大・大学への進学率の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」
 (注) 大学・短期大学への進学率= $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$

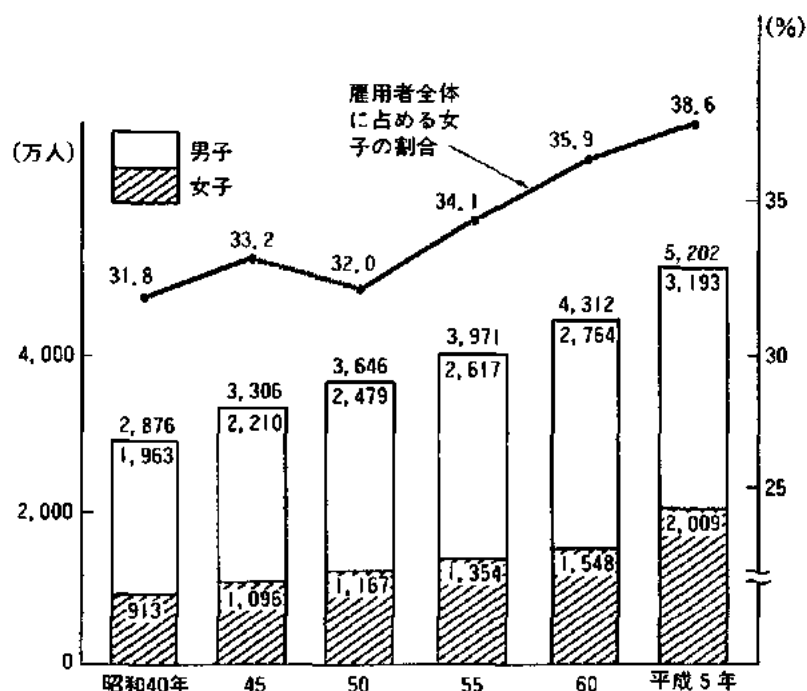
短大・大学新規学卒者の就職率の推移



資料出所 文部省「学校基本調査」
 (注) 就職率= $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業生数}} \times 100$

平成5年の女子雇用者数は2,009万人で、雇用者全体に占める女子の割合は38.6%となっています。また、技術者など従来女性が少なかった職業への進出もみられています。

雇用者数の推移（全産業）



資料出所 総務庁「労働力調査」

4. 政策決定への参加

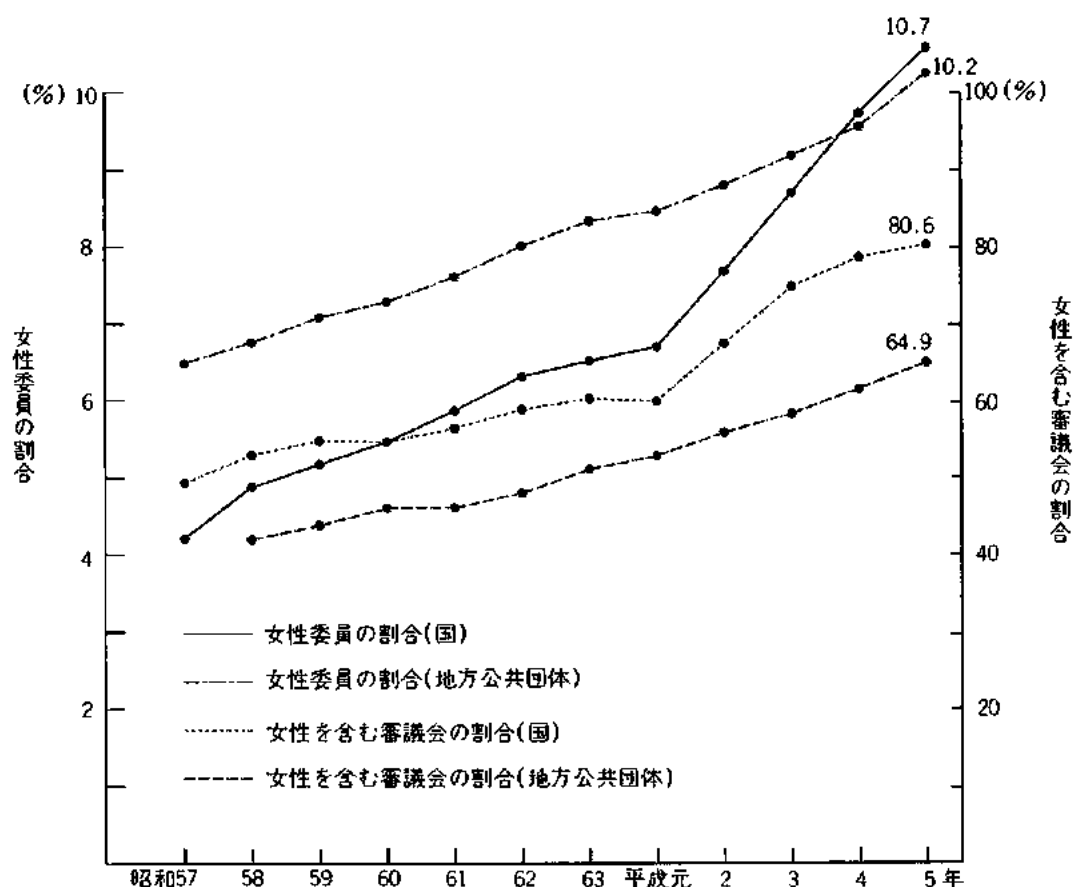
国会や地方議会議員、各種審議会等に占める女性の割合は、まだ少ないものの、着実に増加しています。

議員中の女性の状況

区 分	平成5年11月現在			昭和61年7月現在	昭和50年10月現在
	総 数	うち女性	女性の割合	女性の割合	女性の割合
国会議員	762人	52人	6.8%	3.8%	3.4%
衆議院	511	14	2.7	1.4	1.5
参議院	251	38	15.1	8.8	7.2
地方議会議員	平成4年12月現在			昭和60年12月現在	昭和50年12月現在
	65,360人	2,158人	3.3%	1.6%	0.9%
	都道府県議会	2,896	82	2.8	1.3
	市・区議会	20,276	1,232	6.1	3.2
	町村議会	42,188	844	2.0	0.9

資料出所：衆院・参院各事務局、自治省調べ

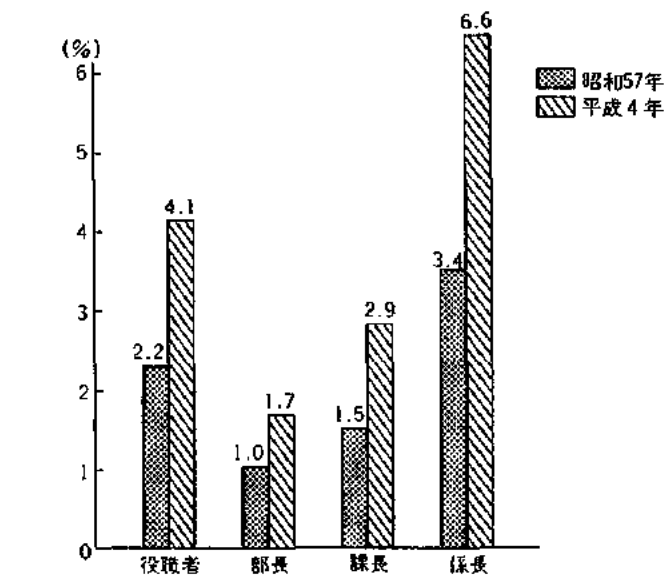
国及び地方公共団体の各種審議会等における女性委員の推移



資料出所：総理府、労働省調べ

企業規模100人以上の企業における役職者総数に占める女子の割合は低いものの、10年前に比べてどの職階でも増加しています。

職階別役職者に占める女子の割合（企業規模100人以上）

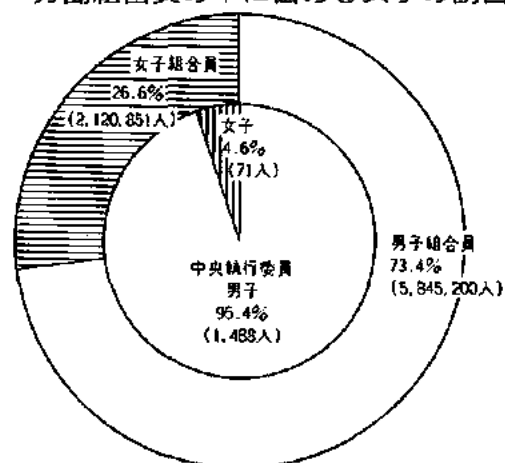


資料出所 労働省「資金構造基本統計調査」(各年6月)

注) 役職者は部長、課長、係長の合計であり、その他の職階は含まない。

労働組合員に占める女子の割合は26.6%で、一方、労働組合役員の中に占める女子の割合は4.6%と低い水準です。

労働組合員の中に占める女子の割合



資料出所：日本労働組合総連合会

「構成組織・地方連合会女性活動調査報告」(平成5年)

この1年間にも、様々な分野に女性が進出しました。

例えば……

〈立法・行政・司法の枢要な地位においては〉

- 平5.8 ☆土井たか子氏が衆議院議長に就任
- ☆赤松良子氏(文部大臣)、久保田真苗氏(経済企画庁長官)
- 広中和歌子氏(環境庁長官)が入閣

平6.2 ☆高橋久子氏が最高裁判事に就任

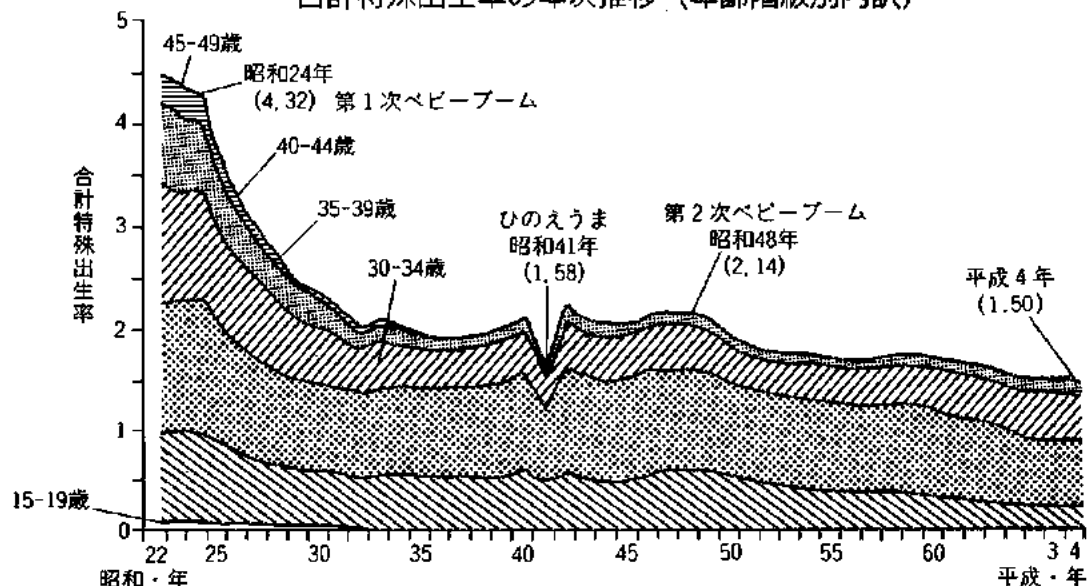
〈その他の分野においては〉

- 平5.12 ☆電車運転士試験に女性2人が合格、平6.6に運転開始予定
- 平6.1 ☆自衛隊に初めて女性パイロットが誕生
- 平6.2 ☆吉良文子氏が高知県葉山村村長に就任
- ☆桜井るゑ子氏三田警察署長に就任

5. 女性をとりまく環境の変化

女性の結婚年齢の上昇により、子供を産む平均年齢はより高年齢に移行しています。また、1人の女性が産む子供の数が減少し、1.50人となっています。人口の高齢化が急速に進む中で、介護の問題が深刻になってきています。

合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）

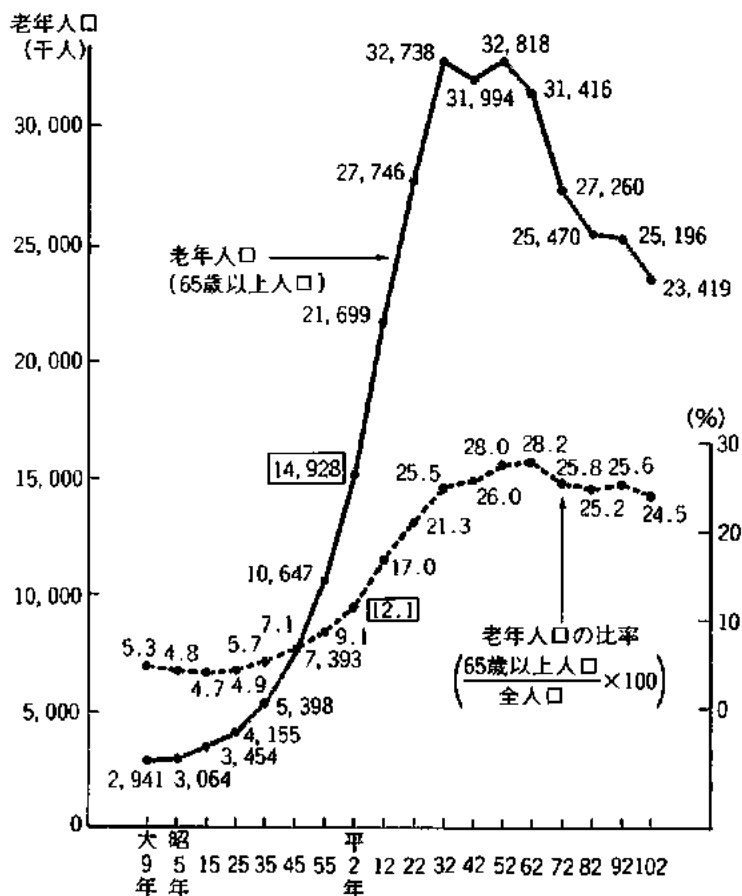


平均初婚年齢の年次推移

年次	初 婚	
	夫	妻
昭和45年	26.9歳	24.2歳
50年	27.0	24.7
60年	28.2	25.5
平成4年	28.4	26.0

資料出所：厚生省「人口動態統計」
(注) 各届出年に同居し届けを出したもの

(老年人口及び老年人口の比率の推移)



6. 婦人週間テーマの変遷と時代背景

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第 1 回 (昭和24年)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	(昭和20)・婦人参政権実現 (21)・衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使、婦人議員39名当選
第 2 回 (25年)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私たちの権利と義務を知りましょう	
第 3 回 (26年)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	(22)・労働基準法公布・施行 ・労働省設置・婦人少年局発足
第 4 回 (27年)	婦人の地位の再認識とその向上	
第 5 回 (28年)	婦人の自主性の確立	(23)・都道府県に婦人少年局地方職員室発足
第 6 回 (29年)	婦人の実力の涵養	
第 7 回 (30年)	社会人としての婦人の実力の涵養 —個人関係・地域社会・職場等においてまた世論形成者として—	(27)・都道府県に婦人少年室設置(地方職員室の改組)
第 8 回 (31年)	婦人の力を役立たせる —とくに明るい家庭の建設のために—	(31)・売春防止法公布(32年一部施行、33年全面施行)
第 9 回 (32年)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	(32)・国連婦人の地位委員国に日本初当選(代表 谷野せつ婦人少年局長)
第 10 回 (33年)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をとおして—	
第 11 回 (34年)	婦人の自主性の確立 —とくに集団との関係において—	
第 12 回 (35年)	生活時間の自主的な設計	
第 13 回 (36年)	次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—	
第 14 回 (37年)	変化のはげしい社会の中で生活を再検討し、新しい秩序をそだてるために努力する	
第 15 回 (38年)	婦人が社会的良心を生かしそだてて明るい社会を築くよう努力する	
第 16 回 (39年)	現代社会における家庭の役わり —産業化と家庭の問題—	
第 17 回 (40年)	わたくしたちの文化 —その現状とあすへの課題—	
第 18 回 (41年)	今日における婦人の役わり —進展する社会のなかで—	(41)・いわゆる結婚退職制にもとづく女子労働者の解雇、無効判決(東京地裁)
第 19 回 (42年)	婦人の能力を生かす	
第 20 回 (43年)	婦人の能力を生かす —社会のよき一員として—	(42)・ILO 100 号条約(同一価値労働、男女労働者同一報酬)を批准 ・国連「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
第 21 回 (44年)	婦人の能力を生かす —自主的な生活設計をもって—	
第 22 回 (45年)	婦人の能力を生かす —社会参加と家庭責任—	(44)・女子従業員の若年定年制に無効判決(東京地裁)
第 23 回 (46年)	今日に生きる女性の権利と責任 —婦人参政25周年にあたって—	
第 24 回 (47年)	婦人の地位 —その現状と課題—	(47)・勤労婦人福祉法施行
第 25 回 (48年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり—	
第 26 回 (49年)	日本を考える —これからの社会と女性の役わり— 「物と心」	(49)・婦人の逸失利益に関する判決(最高裁)

回・年	婦人週間の目標、スローガン等	トピックス
第 27 回 (昭和50年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	(昭和50)・国際婦人年 ・第60回ILO総会、婦人労働者の機会及び待遇均等を促進するためのILO行動計画採択 ・国際婦人年世界会議開催(メキシコ)世界行動計画採択 ・義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律公布(昭51年施行)
第 28 回 (51年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる -「婦人の十年」のはじめにあたって-	
第 29 回 (52年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	
第 30 回 (53年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	
第 31 回 (54年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる	
第 32 回 (55年)	男女の平等と婦人の社会参加をすすめる -「婦人の十年」の中間年にあたって-	
第 33 回 (56年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -家庭で 職場で 地域社会で-	
第 34 回 (57年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -明日を築く役割と責任-	
第 35 回 (58年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -婦人の十年の目標「平等・発展・平和」達成をめざして-	
第 36 回 (59年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -平等・発展・平和をめざす「国連婦人の十年」最終年に向けて-	
第 37 回 (60年)	あらゆる分野への男女の共同参加 -「国連婦人の十年」最終年にあたって-	(51)・国連婦人の十年 ・離婚後も婚姻中の姓を称し得る民法等の一部改正
第 38 回 (61年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう -男女雇用機会均等法の施行を契機に-	(52)・国内行動計画策定 ・労働省 若年定年制、結婚退職制等改善年次計画を策定
第 39 回 (62年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女だからできないことって ありますか」	(53)・労働基準法研究会 労働大臣に対し労働基準法の女子に関する規定の基本的問題について報告
第 40 回 (63年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「いま 個性が性を超える」	(54)・国連「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」採択
第 41 回 (平成元年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「女が変わる 男が変わる 社会が変わる」	(55)・国連婦人の十年中間年世界会議開催「女子差別撤廃条約」署名式(デンマーク)
第 42 回 (2年)	女性の能力や役割についての固定的な考え方を見直そう 「フレキシブルに 女と男の当然」	(56)・民法及び家事審判法の一部を改正施行(配偶者の相続分引上げ等) ・男女別定年制に無効の判決(最高裁) ・ILO、男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約及び同勧告を採択
第 43 回 (3年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「しなやかに個性 のびやかに女と男」	(57)・男女平等問題専門家会議 労働大臣に「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」報告
第 44 回 (4年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「女と男 個性で描く未来形」	(59)・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案を国会に提出
第 45 回 (5年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「生き方 フリースタイル 男も女も」	(60)・父系血統主義から父母両血統主義へ 国籍法・戸籍法改正施行 ・男女雇用機会均等法成立、公布 ・国連婦人の十年世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
第 46 回 (6年)	性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう 「個性で奏でるメロディー 男女で創るハーモニー」	(61)・男女雇用機会均等法及び改正労働基準法施行 ・婦人少年室に機会均等調停委員会を設置 (62)・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 (63)・労働基準法の一部を改正する法律施行 (平成元)・男女雇用機会均等法施行規則等の改正 (3)・育児休業法成立 ・防衛大学校生の女子の受験制限が解除され、国家公務員採用試験における女子の受験制限がなくなった。 (4)・育児休業法施行 (5)・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行 (6)・男女雇用機会均等法に基づく指針及び女子労働基準規則改正

